

平成24年6月6日
在ルクセンブルク日本国大使館

当国道路交通法の一部改正について

当国持続的成長・インフラ省（運輸部門）より当国道路交通法の一部改正（6月1日施行）に関するコミュニケ（5月31日付）の発表がありました。
概要は以下のとおりです。

〈概要〉

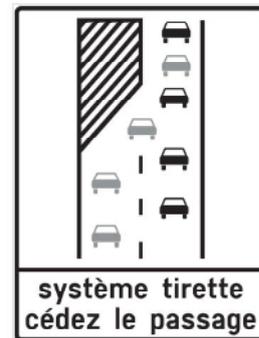
2012年6月1日付施行、道路交通法の一部改正
交通安全強化の観点から道路交通法の一部が改正、改正点は以下の通り：

● 工事等で車線が縮小される場合の車線変更時の措置

工事等で車線が縮小される場合、通常交通が混雑します。このため、車線変更を余儀なくされる側の運転手は通行止めとなる地点まで進み、そこで直進車線（通行可能車線）へ車線変更を行なって下さい。この場合、直進車線を通行する車の運転手は、車線が縮小され、車線変更を余儀なくされる運転手の車線変更を容易にするため、互いに譲り合って1台ずつ通行して下さい（1台車線変更したら、直進車が1台通行、その次はまた1台が車線変更、そしてまた1台直進車が通行という意）。

上記に違反した者は74ユーロの罰金を科されます。

【上記を表す交通標識例】



- ・〈左〉・・・ 300メートル先に工事による車線縮小あり。
- ・〈中央〉・・・ 300メートル先に工事以外の理由による車線縮小あり。
- ・〈右〉・・・ 車線縮小地点、互いの車線は1台ずつ交互に譲り合って通行する。

- 郊外における駐車禁止

今までは郊外の国道、それに準じる道路上においては、優先道路標示がある場合、駐車可能でしたが、今後は優先道路標示の有無に関わらず駐車禁止となります。

- 追い抜き時の方向指示器の使用

走行車線を走行する車が前の車を追い抜く場合、今後は車線の有無に関係なく、方向指示器の使用（同指示器が故障の場合、腕を伸ばして突き出す）が義務付けられました（以前は車線を変更する場合のみ義務付けられていました）。この措置は停車中の車を避ける場合にも適用されます。

- フォグランプの使用

霧、雪、雨の場合フォグランプの使用について制限はありませんが、今後はこの気象状況に準じ視界が減少する全ての場合、フォグランプの使用が認められます。

- 歩行者の道路横断禁止場所

これまでは50メートル以内に道路横断場所（横断歩道、地下通路、歩道橋）がある場合は、道路横断場所以外での歩行者の道路横断が禁止でしたが、この距離が50メートルから30メートルに変更となりました。

- 高速道路上での停車時のハザードランプの点滅

これまで道路及び高速道路上で故障等により車が停車した場合、後続車両への告知のため、後方100メートルの場所に三角非常反射板の設置が義務づけられていましたが、今後は高速道路に限り、三角非常反射板設置の代わりに、車両ハザードランプを点滅させれば良いこととしました（高速道路上において降車のうえ三角非常反射板を設置するのは危険性が高いため）。

この措置の対象は高速道路上のみです。

- 車検証の車内保管義務

車検証がある全ての車の運転者は道路上での検問に備えて、ねずみ色の車検証（Certificat d'Immatriculation, Part I）を車の中に保管して下さい。

同書類が盗難にあった場合は、家に保管の同書類 Part II（黄色）を車に入れて走行することが出来ます。但し、この臨時措置の有効期限は1カ月です。その間に警察で盗難証明書を作成してもらい、車検証の再交付を申請して下さい。なお、違反した者は24ユーロの罰金が科されます。